

令和 3 年

第 4 回東栄町議会定例会

会 議 録

(第 1 日)

令和 3 年 12 月 6 日 (月)

令和3年第4回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和3年12月6日(月) 開会 午前10時00分
散会 午後 0時24分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司
会計管理者	伊藤知幸		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	竹内佑樹
--------	------	----	------

令和３年第４回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 町長提出議案大綱説明 |
| 日程第 6 | 承認第 8 号 令和３年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分
の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 9 号 令和３年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分
の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 10 号 令和３年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 3 号）
の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 承認第 11 号 令和３年度東栄町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分
の承認を求めることについて |
| 日程第 10 | 議案第 49 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の
制定について |
| 日程第 11 | 議案第 50 号 東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改
正について |
| 日程第 12 | 議案第 51 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 52 号 東三河広域連合規約の変更について |
| 日程第 14 | 議案第 53 号 令和３年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）について |
| 日程第 15 | 議案第 54 号 令和３年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について |
| 日程第 16 | 議案第 55 号 令和３年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）について |
| 日程第 17 | 議案第 56 号 令和３年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて |
| 日程第 18 | 議案第 57 号 令和３年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1
号）について |
| 日程第 19 | 議案第 58 号 令和３年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第
1 号）について |
| 日程第 20 | 議案第 59 号 令和３年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4 号）
について |
| 日程第 21 | 報告第 14 号 専決処分した事件の報告について |

日程第 2 2 報告第 1 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
について

----- **開 会** -----

議長（原田安生君）

それでは開会を致します。只今の出席議員は 8 名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますのでただいまから令和 3 年第 4 回東栄町議会定例会を開催いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にご配布した日程の通りでございます。

----- **会議録署名議員の指名** -----

議長（原田安生君）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により 4 番山本典式君、7 番加藤彰男君の 2 名を指名します。

----- **会期の決定** -----

議長（原田安生君）

日程第 2 会期の決定を議題といたします。お手元にご配布してあります会期及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

それでは、会期及び審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和 3 年第 4 回東栄町議会定例会、会期日程は 11 日間でございます。12 月 6 日月曜日午前 10 時本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明、議案上程、委員会付託、12 月 7 日火曜日休会、12 月 8 日水曜日午前 10 時本会議一般質問、12 月 9 日木曜日休会、12 月 10 日金曜日午前 10 時総務経済委員会、付託案件審査、午後 1 時文教福祉委員会、付託案件審査、12 月 11 日土曜日休会、12 月 12 日日曜日休会、12 月 13 日月曜日休会、12 月 14 日火曜日休会、12 月 15 日水曜日休会、12 月 16 日木曜日午前 10 時本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会、以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま朗読の通り本定例会の会期は本日から 12 月 16 日までの 11 日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会議は本日から 12 月 16 日までの 11 日間と決定いたします。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

----- **諸般の報告** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 3 諸般の報告を行います。議会運営関係につきまして議会運営委員長から報告をお願いいたします。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤芳孝君）

それでは議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る 11 月 17 日水曜日当会議室において、11 月 30 日火曜日小会議室において及び本日当会議室において議会運営委員会を開催いたしました。11 月 17 日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長、11 月 30 日及び本日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。令和 3 年第 4 回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は先ほど局長が報告しましたが、お手元に配付してあります会期及び審議予定会の通り会期が本日から 12 月 16 日までの 11 日間でございます。付議事件につきましては承認 4 件、議案 11 件、報告 2 件でございます。初日議了を除く各議案につきましては常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布いたします議案付託会の通りでございますので慎重審議をよろしくお願いいたします。次に一般質問でございますが、今回の質問者は 5 名であり 12 月 8 日水曜日午前 10 時より開催いたします。続いて陳情書等の関係ですが、お手元にお配りしました陳情請願等一覧表の通り請願 2 件、陳情 5 件について個別に審査いたしました。審査の結果、受理番号 10 番は文教福祉委員会、13 番、16 番は総務経済委員会に提案し、受理番号 11 番、12 番、14 番、15 番につきましては議長預かりと致しました。内容等の閲覧を希望される方は議会事務局へお申し出ください。最後になりますが、令和 3 年第 4 回東栄町議会定例会につきまして会期中ご協力のほどよろしくお願いを致します。以上をもちまして議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に議会関係につきまして議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

令和3年第4回東栄町議会定例会、諸般の報告を議長に代わりまして報告いたします。令和3年第3回定例会以降の行事等につきましては、お手元に諸般の報告として一覧表を配布させていただきましたのでお目通しをお願いいたします。次に地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては監査委員から9月27日に8月分、10月28日に9月分、11月25日に10月分の報告があり、いずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては事務局で報告書を保管していますので必要な方は閲覧をお願い致します。陳情書等の取扱いにつきましては、先程の議会運営委員長長の報告の通りでございます。以上で諸般の報告を終わります。

----- **行政報告・町長大綱説明** -----

議長（原田安生君）

以上で諸般の報告を終わります。次に日程第4行政報告、日程第5町長提出議案大綱説明を行います。町長から行政報告と本定例会に提出されております議案に対する大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

それでは皆さん改めましておはようございます。本日は、令和3年第4回東栄町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、公私にわたり大変お忙しい中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。師走を迎え、日を追うごとに寒気も深まり、冬の到来を感じるようになってまいりました。早いもので令和3年も余すところ、ひと月余りとなりました。新型コロナウイルス感染症は国内の発生からまもなく2年を迎えようとしておりますが、今年は都合2回の緊急事態宣言などによりまして不自由な暮らしや不安な毎日を過ごしてまいりました。やっとな規制も緩和され落ち着いてまいりましたが、新たな変異型「オミクロン型」が国内でも確認をされ、その広がりが予想され「第6波」への備えを進めていかなければならないというふうを考えております。引き続き3回目のワクチン接種の準備を進めておるところでございます。また5歳から11歳の小児へのワクチン接種につきましては、国の分科会において、早ければ

令和4年2月から接種を開始する可能性があるというふうにおるところでございます。皆様におかれましては、引き続き基本的な感染予防対策の徹底にご協力をくださるようお願いを申し上げたいと思っております。改めて今年を振り返ってみますと町の混乱を避けられず大変残念な思いをした年でございます。条例の制定改廃の請求署名、その後の町長解職請求によりまして2期目の途中で辞職をさせていただき、再選挙により信任を受け、変則ですが3期目の町政を担わせていただいております。特に新しい診療所と保健福祉センターの工事も10月に着工でき、町民の皆様の安全安心な医療・保健・福祉・介護等が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの拠点として整備をし、将来において、住民の方が安心して暮らせる医療体制の再構築を図るものであります。役場はもとより関係する団体ともしっかりと調整をしながら進めてまいりたいと思っておりますので宜しくお願いを致します。さて衆議院議員の解散に伴い総選挙が10月31日となり、選挙事務も準備も短期間で大変であったというふうに思っておりますが、無事執行できたことに職員に対しましては大変感謝を申し上げる所でございます。また、近隣の市町では、設楽町長選挙が10月17日に執行され、新町長に土屋浩さんが当選され前横山町長と同様に郡内3町村長がしっかりと連携を取りながら政策を進めてまいりたいと思っております。また、衆議院の総選挙と同時に10月31日には、新城市長選挙が行われ、下江洋行氏が初当選されました。新城市・北設楽郡3町村を含めた奥三河地域は、新城市を中心とした連携により、広域的な取り組みを今後もしっかり進めていくことが重要であると認識しております。下江市長さんともしっかりと話をし、広域行政等進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。例年要望しております東栄町と東栄町議会での愛知県への総合要望でありましたが、8月31日に予定しておりましたが、コロナ禍の影響で延期となりましたが、改めて日程調整した結果、11月16日となり、私と議長は東京での公務と重なったため、副町長と副議長をお願いをし、県庁内の各部局、総務局・防災安全局・農業水産局・環境局・農林基盤局そして知事・副知事、県議会に要望をさせていただきました。峰野県議にもご同行いただき、無事に終了しております。ただし、医療局については11月26日に私と議長とで、峰野県議にご同行いただき、要望をさせていただいたところでございます。医師の安定的な派遣等についての引き続きの支援、国に対してのへき地医療施設設備の整備への補助等の拡充などにつきまして、現状等を含めしっかりと担当部局局長含めお願いしてまいりました。また、水道施設整備についても三河山間地域の簡易水道施設整備費補助金の要望とです。ね、最近の特にご心配をおかけしております水源の汚濁対策についても現状をお伝えし、今後の対策にもご指導いただけるようお願いしてまいったところでございます。そして11月11日から19日まで東京において各種大会や総会があり出席をさせていただきました。災害復旧、治水砂防、簡易水道、安全安心の道づくり、過疎地域連盟、山村振興連盟などの大会において議決をされた要望事項などを国会議員や各省庁に

対して要望活動を行ってまいりました。町独自の要望等もこの間に行わせていただいところでございます。次に町内の各種団体の打ち合わせについてであります。11月5日に振草川魚協と打ち合わせをさせていただき、11月10日には商工会、森林組合と各組合長さんはじめ役員の方たちとの情報交換会をさせていただき要望等もいただいております。シルバー人材センターにつきましては10月29日に理事長さん、事務局と打ち合わせを行っております。JAさんについては組合長が10月8日に来庁いただきまして意見交換をさせていただいたところでもあります。一方、社会福祉協議会におきましては10月14日に理事会を開催させていただき出席をさせていただきました。補正予算の審議、有償生活支援事業、令和4年度の事業計画などの協議がされたところでございます。少し時間をいただきまして、提案理由の説明に先立ちまして、9月議会定例会以降のそのほかの取り組み等を報告させていただきます。職員採用でございますが、令和4年4月一般職員採用試験については、残念ながら2名の応募者しかなく、再度二次募集を行い、採用試験を実施する予定となっております。相変わらず保健師、保育士についての募集も行っていますが、残念ながら保健師の応募者がいない状況でございます。10月1日の表彰審査委員会において、1名が自治功労表彰、1名の方を特別表彰として決定させていただき、11月8日にグリーンハウス研修室において町政功労者表彰式を開催し、三輪の山本洋子さんに自治功労表彰の授与をさせていただきました。匿名で500万円の寄付をいただきましたので、後日となりましたが、12月2日に表彰状等をお渡しさせていただいたところでございます。それから防犯でございますが、東栄町トライアルカメラ、防犯カメラの設置についてであります。設楽警察署より、町内6カ所、古戸会館、月集会所、中設楽コンビニファミマ、とうえい健康の館、三輪直売所、東栄駅前駐輪場に防犯カメラを設置し、防犯に対する意識の向上を促進するということで12月中旬に設置をし、1月から3月までの運用となっております。よろしく願いいたします。それから総合計画戦略会議を10月6日に開催をし「暮らしを支える基盤整備と行財政運営」をテーマに町内外の4人の委員、岩崎愛知大学教授・前田自治通信社豊橋支局長・町民2名の方この4名の方に評価をいただきました。外部からの指摘により行政の自己変革を即す目的で実施をさせていただいたところでございます。コロナ禍が心配されましたが川角等からの要望に対応し、川角集会所で10月28日に川角・西菌目の住民の皆さんと意見交換会を開催させていただいたところでございます。行政からの情報提供、そして住民からのご意見などをいただき懇談ができました。本当にありがとうございました。次に11月24日に東栄町と日本郵便株式会社との間で包括連携協定締結式を行いました。地元金田東栄郵便局長、山本振草郵便局長、清水長岡郵便局長、それから牧原新城郵便局長様にご出席をいただきまして協定を締結したところでございます。今までも郵便局とは高齢者の見守りやごみの不法投棄などについての対応をお願いしていましたが、今回はさらに町民の安全安心な暮らしに向けた環境整備、また地域活力の向上に

つながっていくことのできるようさらに連携をし取り組んでいくこととしたところでございます。空き家対策であります、随時空き家物件は町のホームページに掲載をしております。情報提供させていただいておりますが、これをご覧いただくとわかりますが成立物件も大変多くなってきております。いつもお願いをしておりますが、空き家物件の紹介を是非お願いをしたいというふうに思っております。広域事務組合の関係でございますが、中田クリーンセンターのごみ処理も焼却を中止し、可燃ごみを外部搬出、いわゆる三重県伊賀市の方に現在順調に搬出されておるところでございます。引き続き町民の皆様には、今後も役場上にありますゴミストックヤード、いわゆる集積場を活用していただいて、さらにゴミの減量化にご協力いただきたいというふうに思っております。次に北設情報であります、愛知県要望は8月に北設楽郡3町村長で実施をさせていただいたところでございますが、国へは11月の東京出張の際に国会議員をはじめ各省庁にもお願いをしましてまいりました。特に今回は酒井先生の計らいによりまして、末松文部科学大臣に面談が叶いました。ギガスクールを含めた愛知県の三河山間地域の実情を含め、ネットワークの高度化、伝送速度や通信の安定性、通信容量等、持続的かつ安定的に利用できる環境を確保できるようお願いをしてきたところでございます。大臣からは総務省含め関係省庁とも検討いただけるというお話をいただいていたところでございます。次にとうえい温泉ですが、コロナ禍の影響で売り上げは4月から10月までの昨年度比は47.3%と厳しい状況でございます。客足は戻りつつありましたが、まだコロナウイルスの状況によりまして年末にかけて厳しい状況は想定しなければならないというふうに思っております。健康の館は昨年度と同等の売り上げでございますが、特に懸念材料としては重油の単価が上がっているということから昨年度の2倍程度の支出となっており、非常に厳しい状況が続いておるところであります。今年の年末年始の営業については、12月31日と1月1日は昨年度は休業いたしておりましたが、現段階では休まず営業する予定と聞いておるところでございます。愛知県において広域水道懇談会というのが設置されておりますが、その委員に京都大学大学院の伊藤先生、中京大学の斎藤先生、水道産業新聞社安達氏、県職員、名古屋市職員の皆さんに北設楽郡3町村の簡易水道の実態調査に入っていただきました。11月29日から12月1日の3日間、設楽町、東栄町、豊根村の水道施設等を現地で確認いただきながら懇談を交え、この実態を県や国に伝えていただくということでございます。今後の山間地の簡易水道事業の促進にご尽力いただくことをお願いしたところでございます。次に主要道路についてですが、特に国道473号の月バイパス、国道151号布川交差点など工事につきましては順調に進んでおるところでございます。一方、岡本交差点につきましては、調査費をお認めいただいて調査を進めておるところでございますが、まだ公安等の協議を含めますとまだ時間が少し必要でございますので、状況によってまた議会にもご報告をさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。教育関係ですが9月27日に総合教育会議を開催させていただきました。

教育に関する事務の管理及び執行の状況点検・評価について、タブレット端末使用のガイドラインについて、令和３年度の教育課の主要事業の進捗状況についての報告などを協議いただいたところでございます。文化祭行事につきましては、昨年は作品展示のみ開催をさせていただきましたが、今年は中学生の合唱発表後に書道家の金澤翔子さんと母親の泰子さんをお招きして文化講演会を開催をさせていただきました。また、芸能発表会は11月27日に規模を縮小して行ったところでございます。一方、スポーツ関係ですが、グランパスサッカー教室は10月16日に開催することができ、多くのサッカー少年が楽しそうに参加していただきうれしく思っておりところでございます。一方残念ながら、ドラゴンズ野球教室は昨年に引き続き、中止の予定でございます。そして、12月の初旬に開催をしておりました愛知県市町村対抗駅伝も、２年連続で中止となりました。地元にありますバスケットボールの三遠フェニックスの状況でございますが、現在シーズン真っ只中でありまして。奥三河デー、北設３町村の奥三河デーにつきましては、来年度の５月の開催となる予定でございます。ご案内の通り、成人式は１月９日に予定通り開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。コロナ禍で心配もしておりましたが、小学校修学旅行も無事10月24日から26日の３日間、奈良の旅ができたようであります。中学校においては、３年生が今年もカナダへの海外研修ができませんでしたが、国内語学研修として、長野県で10月14日から16日に留学生と交流を通じて語学を学んでいただけたようであります。また、２年生がカナダのメドウリッジ校とオンライン交流を11月16日に行っております。今後３年生は３学期にリージェント・クリスチャン・アカデミー校とオンライン交流を計画しておると聞いております。２年生の国内研修も金沢方面において11月11日・12日で実施ができました。大変コロナ禍を心配されましたが、全て無事に行われ、本当に良かったというふうに安堵をしておるところでございます。大変長くなりましたが、以上で行政報告を終わらせていただきまして、引き続いて、本日提案をいたします議案等の提案理由につきまして、ご説明をさせていただきます。今議会には、承認４件、議案11件、報告２件を上程いたしておりますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。各議案について簡略に説明をさせていただきます。承認第８号令和３年度東栄町一般会計補正予算第７号の専決処分の承認を求めることについて、承認第９号令和３年度東栄町一般会計補正予算第８号の専決処分の承認を求めることについて、承認第10号令和３年度東栄医療センター特別会計補正予算第３号の専決処分の承認を求めることについては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策関連予算として専決処分したもので地方自治法第179条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。次に承認第11号令和３年度東栄町一般会計補正予算第９号の専決処分の承認を求めることについては、住民訴訟に係る弁護士の経費に関する補正予算として専決処分をしたもので地方自治法第179条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。議案第49号過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

は、東栄町過疎地域持続的発展計画に定めた産業振興促進事項に基づき、税制特例措置を実施するために制定するものであります。議案第50号東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正については、地域の景気対策と定住促進を目的とした新築住宅の固定資産税減免対象住宅について、期間を3年間延長するものであります。議案第51号東栄町国民健康保険条例の一部改正については、出産育児一時金の額を増額するものであります。議案第52号東三河広域連合規約の変更については、山村都市交流拠点施設の整備に関する事業を広域連合で行うため、広域連合の処理する事務等に追加するものであります。議案第53号令和3年度東栄町一般会計補正予算第10号は、2529万2千円を増額補正するものであります。内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金事業分が514万2千円、その他が2015万千円であります。まず臨時交付金事業については、ペーパーレス会議用のタブレット購入、のき山学校耐震改修に係る基本設計業務委託、感染症予防対策のための資材、保育園の1人用テーブル及び対話支援のための卓上型支援システム購入、千代姫公衆トイレの便器洋式化改修工事、除菌剤噴霧器購入、森林体験交流センターの受水槽滅菌装置設置工事がおもなものであります。その他の内容としましては、まず人件費ですが、人事異動及び共済費の標準報酬月額と保険料率の改定によるものであります。その他では、定年延長制度構築支援業務委託、LGWAN接続サービス使用料、旧下川保育園修繕、後期高齢者・障害者・精神障害者・子ども医療費、障害者自立支援給付費、児童手当システム改修業務委託、保育士業務委託、簡易水道特別会計操出金、林道新畑桑原線改良工事、山林に関する調査業務委託、間伐材搬出等補助金、里山林環境整備事業補助金、起業家支援補助金、町営住宅修繕、寄付に伴う小中学校の教材備品購入が増額の主なものであります。これらに充てる歳入については、町税、地方創生臨時交付金、国県の負担金・補助金・委託金、寄付金、諸収入及び町債を見込んでおります。また、定年延長制度構築支援事業については、今年度と来年度の2か年の継続事業で実施します。次に議案第54号令和3年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、87万円の増額補正であります。主な内容は、一般被保険者療養費と出産育児一時金の増額であります。議案第55号令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、37万1千円の増額補正であります。主な内容は、療養給付費の負担金の増額です。議案第56号令和3年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第3号は、3398万8千円の増額補正であります。主な内容につきましては、中設楽浄水場に係る前処理装置詳細設計とそれに係る変更認可変更業務委託の追加と光熱水費、修繕料、消費税の増額となっております。議案第57号令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、127万8千円の増額補正であります。主な内容は、修繕料と消費税の増額であります。議案第58号令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、247万5千円の減額補正であります。主な内容は、人件費の減額であります。議案第59号令和3年度東栄町医療センター特別会計補正予算第4号は、3229万6千円の減額補

正であります。主な内容は、人件費の減額であります。報告第14号専決処分した事件の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。報告第15号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告するものでございます。以上でございますが、詳細については副町長はじめ担当課長から説明をいたしますのでよろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議ののち議了をしたい議案等がございますので申し上げます。日程第6承認第8号令和3年度東栄町一般会計補正予算第7号の専決処分の承認を求めることについて、日程第7承認第9号令和3年度東栄町一般会計補正予算第8号の専決処分の承認を求めることについて、日程第8承認第10号令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第3号の専決処分の承認を求めることについて、日程第9承認第11号令和3年度東栄町一般会計補正予算第9号の専決処分の承認を求めることについて、以上4案件は本日の議会審議ののち直ちに議了いたしたいと思っておりますのでご了承の上お願いを申し上げます。

（「議長、1番」の声あり）

はい何ですか。

1番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。議案の委員会付託については、議会の議決によって委員会に付託することができるというふうに議員必携によればなっております。今回ですね本日付けで審議を終えるということでしたいま報告がありましたが、一般会計補正予算9号につきましては議案の配布から大変期間が短く議員として十分な準備ができておりません。本日の承認は延期していただくよう要望したいと思っておりますがいかがでしょうか。

議長（原田安生君）

ただいま議員の方からそういう申し出がありましたが、この件については、ここで議案審議ができないというふうなことですか。

1番（浅尾もと子君）

十分ではないということです。

議長（原田安生君）

説明はこれから出るんですけども、どういうことでしょうか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

この議案書がですね金曜日の午後 4 時25分に議会事務局長から自宅ポストに入れてありますという連絡を受けて私は初めて知りました。閉庁の 1 時間もないというタイミングでありましたので私は下調べできず又担当課に聞き取りすることもできずに今日の本会議初日を迎えております。十分な質疑は、準備がなければ尽くせないと考えますので委員会付託の後、最終日の承認を求めたいと思います。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

今、専決の話でしょ。専決でしょ。議会を開催するいとまがないから町長が先に決めるわけでしょ。そんな話がおかしい。何かおかしい。議事進行をお願いします。

議長（原田安生君）

それではこの 4 案件は本日の議会審議ののち直ちに議了いたしますのでそのつもりでお願いをいたします。

----- 承認第 8 号～10号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 6 承認第 8 号、日程第 7 承認第 9 号、日程第 8 承認第 10 号これら 3 案件コロナ対策予算として関連がございますので一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第 8 号から承認第 10 号までを一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは承認第 8 号から承認第 10 号までの説明をさせていただきます。今回の 3 件

の専決処分につきましてはいずれも新型コロナウイルス感染症対策として早急に対処すべきものとして専決処分をさせていただいたものです。それでは承認第8号からお願いします。承認第8号令和3年度東栄町一般会計補正予算第7号の専決処分の承認を求めることについて。それでは予算書の1ページをお願いいたします。専決第7号令和3年度東栄町一般会計補正予算第7号について、続いて2ページをお願いいたします。今回の一般会計の補正は歳入歳出それぞれ606万円を追加し予算総額を39億4225万9千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。6款1項7目新型コロナウイルス経済対策費は、町内中小事業者が、新たな分野への進出、販路開拓など前向きなステップアップにチャレンジするために必要な経費について、1事業者あたり補助金50万円を上限として、事業費の4分の3を補助するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款2項6目商工費国庫補助金の地方創生臨時交付金は、経済対策分として交付されるものです。19款1項1目繰越金は、今回の補正の財源不足分に充てるものです。続きまして、承認第9号令和3年度東栄町一般会計補正予算第8号の専決処分の承認を求めることについて、承認第10号令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第3号の専決処分の承認を求めることについてお願いします。それでは予算書の1ページをお願いします。専決9号令和3年度東栄町一般会計補正予算第8号について、続いて2ページをお願いします。今回の一般会計の補正は、歳入歳出それぞれ2448万9千円を追加し、予算総額を39億6674万8千円とするものです。次に5ページをお願いします。専決第10号令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第3号について、続いて6ページをお願いします。今回の東栄医療センター特別会計の補正は、歳入歳出それぞれ232万1千円を追加し、予算総額を5億3157万4千円とするものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。最初に一般会計の説明からさせていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、18歳以下の子どもに一律5万円を臨時特別給付金として給付するもので、306人分を見込んでいます。12節委託料は今回の給付に係るシステムの改修費用です。4款1項1目保健衛生総務費28節は、東栄医療センター特別会計の補正による繰出金の減額です。4目新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、1・2回目のワクチン接種を終えた方に対する3回目の接種に係る経費です。1節報酬から4節共済費及び8節旅費は、接種に係る職員と会計年度任用職員の人件費です。7節報償費は、予防接種事故発生時の調査に係る費用です。10節需用費と11節郵便料は、チラシ印刷、意向調査及びクーポン発送等に係る事務費です。手数料は、広域接種に係る手数料です。8ページ12節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料は、システムの改修等に係る費用です。接種業務委託料は、1件当たり2277円を医療センター及び広域接種の医療機関に支払うものです。13節自動車借上料は、接種に係る送迎用の自動車を借り上げるものです。次に歳入の説

明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款1項1目の児童手当負担金は、臨時特別給付金に係るものです。3目の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、医療センター等に支払う接種業務委託料に充てられるものです。2項3目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、3回目の接種に係る費用に充てられるものです。18款2項2目財政調整基金繰入金は、今回の補正による財源調整のために減額するものです。続いて東栄医療センター特別会計の説明をさせていただきます。16ページをお願いします。1款1項1目一般管理費3節時間外勤務手当は、接種に従事する職員の人件費です。13節玄関マット借上料は、ワクチン接種会場入り口に使用するものです。2款1項1目医療用機械器具費17節新型コロナウイルス対策備品購入費は、電動油圧診察台2台とハイローストレッチャー1台を購入するものです。2目医薬品衛生材料費10節医薬材料費は、マスク、手袋等接種に係る資材を購入するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。14ページをお開きください。1款3項1目諸検診等収入は、ワクチン接種1人当たり2277円を1400人分見込んであります。5款1項1目一般会計繰入金は、財源調整により減額するものです。7款1項1目雑入は、ワクチン接種の予約に係るものです。以上で一般会計及び東栄医療センター特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

今説明が終わりましたので質疑に入ります。初めに承認第8号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

新分野進出・販路開拓等支援補助金予算額600万円について伺います。対象期間が今年の4月1日から来年令和4年の2月28日までの約11か月、申請期限は今年の11月1日から令和4年3月4日までと申請は4か月程度であります。財源は国の地方創生臨時交付金との説明であります。そこでお伺いしたいと思います。11月の募集開始から1か月間経っておりますが、この間の申請または経済課が行った聞き取り等により、この補助金はどのように活用されているかまた活用される見込みか具体的にどんな事業に活用されるのかということをお尋ねしたいと思います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

申請なんですけども、これまでに手続きを行ったものが3件です。12月1日現在ですけど、130万円ほどになります。聞き取り等なんですけど商工会と町でやってまして、今ですね25件ぐらいまださらに相談があります。具体的にはですねやはりその機器整備、装置を買ったり特殊な車両を買ったりというものです、それから製造現場等ですね改修があります。他にはですねホームページ等ですね新しくしたい、それからチラシを配布したいといったものがあります。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

説明できる範囲で構わないんですが、今回ステップアップっていうのは一体どういうステップアップが実際にあったんでしょうか。差し支えない範囲でお答えください。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

例えば申請されてるものですね。店舗で販売したものこれをインターネットで販売したいということで、そうすると製造現場がですね改修が必要だということで改修したもの。それからですね木を取り扱っている事業者がいるんですけども建築の仕事でですね始めたいということで道具等をですね揃えるということで補助を申請されている方がみえます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより承認第8号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第8号の件は原案のとおり承認されました。

議長（原田安生君）

次に承認第9号の質疑を行います。歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

今回の議案であります。新型コロナの影響を受ける18歳以下の児童のいる子育て世帯への国の10万円の臨時特別給付金のうち自治体から支給する現金5万円分と新型コロナワクチン3回目の接種に係る予算であるとの説明であります。まず6ページの3款2項1目児童福祉総務費の扶助費1530万これが現金5万円の給付分に当たるとありますが、まずこの臨時特別給付金何世帯にいつ振り込まれる予定か伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

世帯の方は把握していないんですけども、支給人数はトータルで306名で、支給開始時期につきましては12月28日を予定しております。ただし高校生と公務員につきましてはどうしても申請となりますので年内支給はちょっと難しいかと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

同じく6ページの4款1項4目保健衛生費の新型コロナワクチン接種対策費について伺います。ワクチン接種3回目の予算でありますけれども今後の実施スケジュールを伺いたいと思っております。医療従事者がいつから高齢者の方がいつからといったようなスケジュールを分かる範囲で教えてください。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

今回の予算につきましては、7月31日までに2回目を終えた1525人の方を対象としております。医療従事者、高齢者ともに2回目終わって早い方は5月に接種受けておりますので2月上旬から接種の方はスタートしたいと考えております。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

同じくそのページですね4款1項4目の新型コロナワクチン接種対策費であります。会計年度任用職員の報酬が46万4千円、職員の時間外勤務手当80万円が計上されました。この予算を見積もった内訳というのを伺いたいと思います。1回目、2回目の接種で要したですね仕事っていうのがあったと思いますのでその仕事と実際にかかった時間外手当の手当額を踏まえて今回どのように見積もったかということ伺いたいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

会計年度任用職員につきましては、1名は受付業務を担当して頂く方を想定しております。2人分計上しておりますけどもう一人は保健師、準備期間の2ヶ月分を見込んでおります。それと時間外勤務手当につきましては、こちらはあくまで見込みですので事業に伴う時間外の見込みとして計上しております。なおちょっと実績につきましては数字準備しておりませんのでちょっとお答えができない状態です。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより承認第9号の件を採決致します。お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第9号の件は原案の通り承認されました。

議長（原田安生君）

次に承認第10号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

16ページ1款1項1目職員時間外勤務手当50万円について伺います。先ほど一般会計でお尋ねしたものと同じですけれども1回目2回目接種にあたって要した仕事によってですね時間外勤務の手当額がいくら発生したということを踏まえてこの50万円としているのか伺いたいと思います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

時間外手当につきましては、第1回目と第2回目、これ概算で約50万をちょっと切るぐらい。数字は覚えないんですが48万ちょっとだと思ったんですが50万をちょっと切るぐらいの数字でありました。この予算を50万とさせていただいたのは先々ちょっと分かりませんので50万という予算を付けさせていただきました。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

2款1項1目の医療機械器具費、新型コロナ対策備品購入費の114万4千円について伺います。医療センター事務長さんへの事前の聞き取りでは新たに寝台2台を購入したという説明でありました。この寝台2台であります但町がこれまでに廃止してきた入院病床や人工透析用のベッドでは代用ができなかったのか伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

ベッドの種類が違いますのでそれは使えません。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

新たな診療所をですね来年 9 月開院予定で現在建設が進められております。今回 114 万 4 千円投じて新たに購入した備品はですね新たな無床診療所でも活用できるのか、またこれが緊急ベッドになるのかということを伺いたいと思います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

今後も接種につきましては第 4 回、第 5 回というものがあるかもしれません。そうした時にもこのベッドを使えますし、インフルエンザの予防接種等にも使えます。あとですねこのベッドにつきましては診療用としても使えますのでその辺も考えていきたいなと思っております。緊急ベッドについては、これ全然関係ありませんので、あくまでも接種用とお考えいただければと思います。

議長（原田安生君）

他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより承認第 10 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第 10 号の件は原案のとおり承認されました。

議長（原田安生君）

執行部の方で訂正があるようですのでお願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。副町長から承認案ご説明がございましたが一箇所大変申し訳ありません。訂正させていただきます。承認第 10 号でございます。医療センター特別会計の補正予算第 3 号の専決処分を求めるものでございますが。めくっていただきまして医療センター特別会計補正予算書第 3 号。1 枚めくってください。専決第 10 号の表紙でございますが、真ん中の少し上に地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき令和 2 年度とありますが、正しくは令和 3 年度であります。修正していただきますようお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。以上です。

----- **承認第 11 号** -----

議長（原田安生君）

ミスプリントということでございますのでお願いをいたします。

それでは次に日程第 9 承認第 11 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

承認第 11 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号の専決処分の承認を求めることについて。住民訴訟に対し、早急に対処すべきものとして専決処分させていただいたものです。それでは予算書の 1 ページをお願いします。専決第 1 1 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号について。続いて 2 ページをお願いします。今回の一般会計の補正は、歳入歳出それぞれ 55 万円を追加し、予算総額を 39 億 6729 万 8 千円とするものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。最初に一般会計の説明からさせていただきます。歳出からお願いします。6 ページをお開きください。失礼しました、一般会計のみでありますのでよろしくお願いいたします。歳出からお願いいたします。6 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 12 節訴訟弁護委託料は、住民訴訟に対応するための弁護士費用を追加するものです。続いて歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。今回の補正の財

源は、19 款の繰越金を充てます。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

本議案は無床診療所整備の交付金にかかる住民訴訟に対応するものとのことであり、本日の 9 時 30 分に緊急に議会運営委員会が開催され、この議案が報告されました。私も傍聴させていただきました。議会運営委員会の委員長によりますと 12 月の 2 日木曜日に訴状が町に届いたとのことでありました。総務課の説明では、専決処分を行っており既に弁護士との連絡調整に入っているとのこと、日程などについてはまだ報告ができないという旨の説明を受けております。住民訴訟ということになりました。本訴訟への町長の受け止め、認識を伺いたいと思います。

議長（原田安生君）

これは専決の質疑じゃないよ。今のは。

（「おかしいよ。数字の審査だもん。」の声あり）

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

この費用の発生した原因でありますので、訴訟が起きなければこの費用は当然に発生しない。

（「おかしいよ。おかしいよ。」の声あり）

当然に答えるべきだと思います。

（「答えるべきでない。議事進行。」の声あり）

議長（原田安生君）

今のは質疑になってない。この議案の。その他ございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

続いてお尋ねいたします。6 ページ 2 款 1 項 1 目の委託料であります。訴訟弁護委託料 55 万円の委託先と委託契約締結日を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。訴状が届いて間もないことですからそこら辺はまだちょっと申し上げることができませんが、内容につきましては 50 万円の税込みで 55 万円ということになります。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

答弁になっていません。

あらゆる委託料について委託先というのは通常に答弁いただいているもので、訴状が届いて間もないのでというのは答弁を拒否する理由にならないと思いますよ。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

質問がおかしいと思います。議事進行してください。訴訟、相手が誰だとか関係ないと思います。これはあくまで予算の審議ですので、この予算が専決されてますので、内容だけで十分だと思います。いやがらせというふうにしか聞こえません。議事進行をお願いします。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

ただ今の森田議員の発言に私は抗議いたします。委託先はどこかという質問について議会の中で当然に認められてきました。町長の訴訟に関することだったら答えさせないというのは明らかに恣意的ではないですか。

（「違います。議事進行。」の声あり）

専決処分されたものについて質問もできないというのは、まさに異常事態だと考えます。続いてもう一点伺いたいと思いますが。

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

この議案は事前に連絡がなく 12 月の 3 日に突然我が家のポストに届けられまして私は大変に驚きました。本議案は専決処分であり、町はすでに弁護士との連絡調整に入っているとのことでありますので本日議決せねばならないという理由はないと思いますが、議案について議員が十分に調査できないというタイミングで議案が出されたということに大変な不審を持っております。もっと早くに議案書が出せた、あるいは少なくとも議員に事前に連絡ができたのではないのでしょうか。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

おかしい、おかしいそんな話おかしい。訴訟ですから弁護士と話をするんですからやっぱり金額の契約もなけにや話もできないですし、だから町長の専決処分があるわけです。相手が誰だか何とか、訴訟起きてますんでそこまで詳しくどういう計算でどういう見積もりでどうやったそんなこと必要ないんです。だからこの金が必要だったから出したんであって、ただの今の質問は嫌がらせとしか聞こえません。議事進行をお願いします。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

また同じ。はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

必要だから出したっていうのは専決処分ですので当然必要があるから出していると思いますけれども、その説明もしないというのが異常だと申し上げております。もう一度お尋ねしたいんですけれども、本日議会初日にこれを議了せねばならない理由を伺います。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

おかしいよそなん。弁護士と話すんだから契約は済んでんだから、必要に決まっとるじゃないですか。こんなにつまらんルールも分かんないような質問は避けて議事進行お願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

12 月 2 日に訴状が届きました。ここで初めて予算化するわけですね、ですのでいともがないもんですから専決処分をさせていただきまして本日承認を得た、こんなところでございます。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。以上で承認第 11 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。反対ですか。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本議案に反対の立場で討論いたします。本議案は町が訴訟弁護委託料 55 万円を専決処分したことを報告する議案であります。町民から町が訴えられれば町は弁護士をつけて対応しなければならないということは理解しております。しかし議会に対する説明責任という問題は残っております。つまりこれほど重大な報告議案を私は 12 月の 3 日の金曜日午後 4 時 25 分に議会事務

局長からの電話を受けて初めて知りました。議案書は同日の夕方おそらく夕方でありますが我が家のポストにおそらく役場の方だと推察しますが私に無断で投函されておりました。私は在宅しておりましたが物音に全く気付きませんでした。事務局長からの電話がなければ私は翌朝まで気がつかず議案書がポストに刺さったままだったと思います。こんなやり方では議員は議案の審査、町民から付託を受けて行う議員の仕事を十分に果たせないと考えます。十分な聞き取り、調査ができるよう町はそのための時間を確保すべきだと思います。議員に重大な議案を検討する時間も担当課に事前に聞き取りを行う時間も与えないといった今回のやり方は問題だと思うんです。今後役場の閉庁時間の間際になって突然議案をポストに配布し土日を挟んで開庁、次の開庁日である月曜日議会初日で議了というスケジュール、行うべきではないと考えます。さらに本議案は専決処分の議案であり町はすでに弁護士との連絡調整に入っているとの説明でありますので本議案を本日中に議了せねばならない妥当性も存在しないと考えます。結果として今回の議案に対して私は執行部のやり方は議員が議案を調査する時間を制限したという意味で議会軽視だと考えまして抗議するとともに反対致します。以上です。

議長（原田安生君）

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

急きょ2日の日ですかね訴状が届いたというようなことでございましてもう本会議まで日にちもなくでですね土日はさんでそれで議運の方が本会議前に本日開催して検討してほしいということでございました。そしてですねその話の中でこれは裁判費用が55万円と決定したものではないと、55万円で済むとそういうものでなくてまあ言ってみればこれからどういうふうに進んでいくか分かりませんが分かりやすく言うと手付金みたいなもんだと裁判費用のそういうようなことをお聞きしましたので議運としてもどうしても必要だということで了承をいたしました。そういうことで賛成をさせていただきます。以上です。

議長（原田安生君）

賛成。ほか、討論ございますか。

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより承認第11号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 6 名>

挙手多数であります。よって承認第 11 号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 49・50 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 10 議案第 49 号過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、日程第 11 議案第 50 号東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について、これらの 2 案件は同じ所管課として関連がございますので一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 49 号及び議案第 50 号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務課長」の声あり）

はい、税務課長。

税務課長（伊藤まり子君）

議案第 49 号過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。提案理由は東栄町過疎地域持続的発展計画に産業振興促進事項を定めたことに伴い税制特例措置を実施するため制定する必要があるから議会の議決を求めるため条例案を提出するものでございます。内容につきまして説明します。第 1 条は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条に規定された過疎地域において設備の取得等をしたものに対し地方税法第 6 条第 1 項の規定により固定資産税の課税免除をすることに関し必要な事項を定めることにより産業の振興を図ることを目的としています。第 2 条は特別償却資産の定義を定めています。第 3 条は固定資産税の課税免除ができる要件及び期間を定めています。一枚めくっていただきまして、第 4 条は課税免除の申請方法について定めています。第 5 条は課税免除を受けた者に対して報告及び調査ができることを定めています。第 6 条は課税免除を取消す要件を定めています。第 7 条はこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしています。附則 1 この条例は公布の日から施行し令和 3 年 4 月 1 日以後に取得したものに対して課する固定資産税から適用する。附則 2 過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例は廃止する。なおこの条例の制定により減収となる固定資産税の 75%は普通交付税により補填されます。以上で議案第 49 号の説明を終わります。続きまして議案第 50 号東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について。提案理由は新築住宅の取得を税制面から支援することで地域の景気対策と定住促進に資する

ことを目的に固定資産税の減免をするため必要があるからです。改正の内容につきまして説明します。一枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。第2条中の平成34年1月1日までを令和7年1月1日までに延長します。戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。以上で第50号の説明を終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。始めに議案第49号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例ということで、ただいまの説明で課税が免除される固定資産税のうち75%が特別交付税で国から補填されるというご説明だったと思いますが、残り25%は町の負担ということになるわけでありますのでまた委員会の場で構いませんので25%の町の損失部分は大体いくぐらいになるのか教えていただければと思います。

（「議長、税務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務課長。

税務課長（伊藤まり子君）

委員会の席でお応えさせていただきます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。以上で質疑を打ち切ります。次に議案第50号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- **議案第51号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 12 議案第 51 号東栄町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第 51 号東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。提案理由は産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の金額を見直す必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。一枚はねていただいて。新旧対照表をご覧ください。今回の改正は第 4 条の出産育児一時金の額を 40 万 4000 円から 40 万 8000 円に改正するものです。これは産科医療補償制度の掛金が 1 万 6000 円から 1 万 2000 円に引き下げられることに伴い別に規則で定める加算額も同様に 1 万 6000 円から 1 万 2000 円に 4000 円引き下げを行いますけども支給総額としまして 42 万円を維持するため条例の支給額を 4000 円引き上げるものでございます。1 枚戻って頂いて、附則第 1 条、この条例は令和 4 年 1 月 1 日から施行する。第 2 条この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る東栄町国民健康保険条例第 4 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第 52 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 13 議案第 52 号東三河広域連合規約の変更についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、振興課長」の声あり）

はい、振興課長。

振興課長（長谷川伸君）

議案第 52 号東三河広域連合規約の変更について、提案理由は裏のページに記載してありますとおり、東三河広域連合において山村都市交流拠点施設の整備に関する事業を行う為、広域連合の処理する事務等について加える必要があり地方自治法第 291

条の 11 の規定により東三河広域連合規約を変更することについて関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから規約の変更を提出するものです。新旧対照表をお願いいたします。左側の変更後にあります下線部分を追加するものです。初めに第 4 条広域連合の処理する事務として第 13 号山村都市交流拠点施設の整備に関する事務を加え、続いて第 17 条広域連合の経費の支弁の方法として第 4 号地方債を加え、裏のページに移っていただきまして、第 4 条第 13 号に規定する事務にかかる経費として各市における負担割合を加えます。これらの追加は、東三河広域連合の事業として上下流交流の推進及び東三河地域内外からの人の流れを創出することを目的としております。では最初のページに移っていただきまして。附則、この規約は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- **議案第 53 号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 14 議案第 53 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、予算書の 1 ページをお願いします。議案第 53 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号について、続いて 2 ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2529 万 2 千円を増額し、予算総額を 39 億 9259 万円とするものです。第 2 条の継続費の変更につきましては、6 ページの継続費において追加するものです。第 3 条の地方債の補正につきましては、7 ページの地方債補正において 2 億 9700 万円を増額変更するものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。最初に全般的なことですが人件費について人事異動及び共済費の標準報酬月額と保険料率の改定によるもので、一般会計総額で 670 万 2 千円の増額となります。特別会計と合わせると 2829 万 6 千円の減額となります。人件費の個々の説明については省略させていただきます。今回の補正につきましては新型コロナウイルス感染症対策としての地方創生臨時交付金事業とそれ以外の補正でありますの

で、それぞれ分けて説明させていただきます。最初に臨時交付金関係の補正についてお願いします。14 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 17 節ペーパーレス会議システム用端末購入費は、庁内でのペーパーレス化とリモートでの会議を推進するためタブレット端末 25 台を購入するもので、来年度からの運用を目指すものです。9 目のき山学校施設費 1 2 節のき山学校耐震改修等基本設計業務委託は、耐震改修に向けて是正計画、消防設備配置計画及び概算工事費等を含んだ基本設計を行うものです。12 目新型コロナウイルス対策費 10 節消耗品費は、アルコール消毒液等の感染予防対策資材を購入するものです。1 7 節感染症予防対策備品購入費は、1 人用のマルチパーソナルテーブルとアクリルパネル越しでの会話がスムーズにできるよう、卓上型の対話支援システムを購入するものです。30 ページ、5 款 1 項 6 目千代姫荘施設費 14 節公衆トイレ洋式改修工事は、千代姫コテージ前の公衆トイレの便器を洋式に改修するものです。17 節感染症予防対策備品購入費は、千代姫荘内の清掃消毒用の除菌剤噴霧器を購入するものです。34 ページ、6 款 1 項 7 目新型コロナウイルス経済対策費は、事業持続応援金の実績見込みにより減額するものです。40 ページ 9 款 7 項 1 目森林体験交流施設費 1 4 節受水槽滅菌機設置工事は、飲料水の受水タンクの塩素濃度を測定し、かつ塩素を自動で投入できる機器を設置するものです。次にその他について説明します。もう一度 14 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 1 2 節定年延長制度構築支援業務委託は、地方公務員法改正による令和 4 年度からの制度施行に向けて、その制度を 2 か年かけて構築するもので、本年度は現例規の洗い出し作業などを行うものです。13 節 L G W A N 接続サービス使用料は、L G W A N を使用するための通信回線使用料です。4 目財産管理費 10 節修繕料は、旧下川保育園を貸し出すにあたり、ガラスと雨漏りの修繕を行うものです。16 ページ 1 1 節自動車保険料は、保険料率の変更により追加するものです。18 ページ 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 1 節会計年度任用職員報酬は、最低賃金の引き上げに伴い追加するものです。4 項 4 目町長・町議会議員選挙費は、清算によるものです。22 ページ 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 8 節会計年度任用職員費用弁償は、職員の転居により追加するものです。地域福祉計画策定委員費用弁償は、町外の委員を委嘱したことにより追加するものです。18 節社会福祉協議会等補助金は、災害ボランティアセンターの備品について、今年度共同募金補助により購入することとなったことから、その不足分について補助するものです。19 節後期高齢者福祉医療費は、実績見込みにより追加するものです。27 節は国民健康保険特別会計の補正による追加するものです。3 目障害者福祉費 19 節の扶助費は、いずれも実績見込みにより追加するものです。4 目老人福祉費 27 節は、後期高齢者医療特別会計の補正による減額です。24 ページ 2 項 1 目児童福祉総務費 3 節会計年度任用職員通勤手当は、実績見込みにより追加するものです。12 節児童手当システム改修業務委託は、現況届廃止と特例給付対象外への対応のため、システムを改修するものです。19 節の扶助費はいずれも実績見込みにより追加するもの

です。2目保育園費 10 節光熱水費は、ガス代が実績見込みにより不足することから追加するものです。12 節保育士業務委託料は、職員の休暇等に対応するために臨時でお願いする保育士の委託料を追加するものです。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 11 節手数料は、診療所及び保健福祉センター開設に係る開設許可申請手数料です。27 節は、東栄医療センター特別会計の補正により追加するものです。2 目予防費は、健康増進事業に対して感染症予防事業費等補助金が交付されることによる財源更正です。3 目 27 節は、簡易水道特別会計の補正により追加するものです。28 ページ 5 款 1 項 1 目 10 節印刷製本費は、コピー代の実績見込みにより追加するものです。2 目 10 節修繕料は、高齢者生産活動センターの漏電を修繕するものです。30 ページ 8 目農業集落排水事業費 27 節は、農業集落排水事業特別会計の補正による減額です。2 項 3 目林道事業費 14 節工事請負費は、林道下モ山線舗装工事を減額し、林道新畑桑原線改良工事を追加するものです。4 目森林整備費 10 節印刷製本費は、コピー代の実績見込みにより追加するものです。5 目森林環境費 10 節印刷製本費は、コピー代の実績見込みにより追加するものです。32 ページ 12 節林地台帳データ更新業務委託料と林道台帳作成及び林業適地選定業務委託料は、実績見込みにより減額するものです。山林に関する調査業務委託料は、第 2 次森づくり基本計画の策定に向けて、森林組合組合員を対象に、自身が持つ山林の把握や今後の意向についての調査を行うものです。18 節間伐材搬出等補助金と里山林環境整備事業補助金は、実績見込みにより追加するものです。6 款 1 項 2 目商工振興費 10 節印刷製本費は、コピー代の実績見込みにより追加するものです。18 節起業家支援補助金は、2 件分の申請予定があるため追加するものです。6 目プレミアム付商品券事業費は、県の交付金が交付されることによる財源更正です。34 ページ 7 款 2 項 3 目道路新設改良費は、町債の減額による財源更正です。36 ページ 3 項 1 目住宅管理費 10 節光熱水費は、畑住宅の浄化槽電気料について、実績見込みにより追加するものです。修繕料は、今後入居の予定のある畑住宅 2 棟と奈根住宅 1 棟について内部の修繕を行うものです。4 項 1 目公共下水道費 27 節は、公共下水道事業特別会計の補正により減額するものです。9 款 1 項 1 目教育委員会費 10 節燃料費は、学輪バスのガソリン代について実績見込みにより追加するものです。38 ページ 2 項 2 目及び 3 項 2 目教育振興費 1 7 節教材備品購入費は、小中学校への寄付に対して教材備品を購入するものです。3 項 2 目教育振興費 8 節費用弁償は、特別支援教育支援員分について実績見込みにより追加するものです。4 項 2 目学校給食共同調理場費 1 0 節修繕料は、調理場のエアシャワーが故障したことに伴う追加です。40 ページ 1 2 節調理業務委託料は、会計年度職員 1 名が退職したことに伴う追加です。42 ページ 12 款 7 項 1 目東栄町森づくり基金費の積立金は、森林環境譲与税に係る事業費を追加したことと、今年度の交付見込額により減額するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。1 款 1 項市町村民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税、6 ページ 4 項町たばこ税については、歳入見

込みにより増減するものです。滞納繰越分については、歳入見込み額を追加するものです。2 款 3 項 1 目森林環境譲与税は、本年度交付見込額が決まりましたので減額するものです。1 3 款 2 項 1 目総務費手数料は、督促手数料の歳入見込み額を追加するものです。1 4 款 2 項国庫補助金のうち、地方創生臨時交付金は、歳出で説明した事業に充てられるものです。2 目民生費国庫補助金の児童手当制度改正実施円滑化事業補助金は、システム改修に充てられるものです。8 ページ 3 目衛生費国庫補助金の感染症予防補助金は、健診結果の情報標準化整備事業費として交付されたもので、健康カルテのシステム改修費に充てられます。1 5 款 2 項 2 目民生費県補助金は、それぞれの福祉医療費に充てられるものです。4 目農林水産業費県補助金の小規模林道事業補助金は、林道新畑桑原線改良工事分として追加されるものです。5 目商工費県補助金のプレミアム付商品券発行事業支援費交付金は、臨時交付金事業とし実施したプレミアム付商品券発行事業について、充てられるものです。3 項 1 目総務費県委託金の県税徴収事務委託金は、今年度の実績見込みにより追加するものです。10 ページ 1 7 款 1 項 1 目寄付金は、教育振興のために寄付されたものです。18 款 2 項 2 目財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により減額するものです。4 目病院施設整備費積立基金繰入金は、医療センター・保健福祉センターの建設工事に係る今年度の財源について、過疎債を追加することにより減額するものです。20 款 1 項 1 目延滞金は、実績見込みにより追加するものです。21 款 1 項 3 目民生債のおいでん家事業については、実績見込みにより減額するものです。4 目衛生債の医療センター・保健福祉センター建設事業は、今年度過疎債の借入が見込まれることから追加するものです。医療センター配水管布設工事と本郷下川農免線水道管移設工事は、実績見込みにより減額するものです。5 目農林水産業債は、林道新畑桑原線改良工事の増額により追加するものです。12 ページ 6 目土木債の町道東菌目赤羽根線舗装修繕工事は、実績見込みにより減額するものです。次に、44 ページをお開きください。定年延長制度構築支援事業について、令和 3 年度と 4 年度の 2 か年での継続費を設定するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

はい、議案第 53 号の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、まず歳出からお願いします。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

歳出、補正予算説明書の 14 ページ、2 款 1 項 1 目備品購入費であります。ペーパーレス会議システム用端末購入費 279 万 9000 円について、タブレット端末を購入す

るというご説明であります、今後定期的にタブレット端末を購入し続けるということになるかと思っておりますので、今回の議案大変重大なものと考えております。タブレット購入に至るですね計画の資料、購入する理由ですとか経過について議会に改めて報告していただきたいと思っておりますが認識を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今回備品購入費といたしまして 279 万 9000 円増額補正させていただきました。ここに書いてある通りペーパーレス会議システム用端末購入費でございます。これ機械のみの購入費でございますので 1 台 9 万円強のもの 30 台各課長、係長分を予定しております。特に計画というものは、まだできておりませんが、前々からペーパーレス化を図ろうじゃないかというような方針で進んでおります。これ計画を出せということで、特にございませんのでしっかりそこらへんは進捗を管理しまして台数、どんなソフトにしようかというような協議は行う予定であります。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

ただいまのご答弁でありますと今回の費用は機械端末の代金のみということでもありますので、システムの整備については新たに予算措置が必要になってくると思います。この予算を認めることで総額いくら程度かかってくるのかというのは事前にぜひ説明していただきたいと思っております。今後どういうタブレット何台購入してそれは何年もつ予定だとかこのメーカーだとか過去には議会も含めて検討が持たれたわけですから役場として今回購入に踏み切るというわけですから予定については明らかにしていただきたいと思っております。つまりシステム改修整備も含めた総額を示すこと、タブレット端末の維持費ですね今後の維持費も含めて総額を議会に示すということが必要であると思っております。では委員会で改めて報告していただければと思います。

議長（原田安生君）

質疑をしっかりと、要望みたいなことは後回しにしてもらいたいね、できれば。はい、質疑だけ。

1 番（浅尾もと子君）

質疑を充実させるために事前の資料要求をしております。

議長（原田安生君）

他に質疑ございませんか。

それでは歳入全般について。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

繰入金及び町債について伺います。今回の議案で財政調整基金の繰入金が1億2576万7000円の減、病院施設整備費積立金繰入金が1億7000万円の減、町債が3億500万円の増ということであります。9月議会に示されておりました継続費についての調書によりますと診療所建設にかかる令和3年度の町債の予算は1億9000万円だったと理解しております。予算を遥かに上回る金額の過疎債を借り入れるということと理解しておりますけれども、借入れを増やした理由と経緯を伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

医療センターと保健福祉センターの財源につきましては9月にお示しをした通りでございましてそのように変更させていただきましたが、今年度県とも協議してく中でですね出来る限り今年度総額も変わるわけではございませんので、今年度借り入れというか借りれる見込みが立つものについては前倒しをして来年度のですね財源の方を過疎債を減らしてそれに対して既に病院の基金、施設整備についての基金は確保してございますのでそれをそちらに向けるという形にしたい。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

今のご説明でちょっと分からない点がありました。借り入れを行う地方債の総額 9 月議会では 6 億 1000 万円ということでありましたが、その額は変わらないと理解してよろしいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、そのとおりです。

議長（原田安生君）

他ございますか。以上で質疑を打ち切ります。

もうあと 15 分か 20 分ぐらいで終わると思うのでこのまま続けたいと思いますが皆さんいかがでしょうか。

----- **議案第 54・55 号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 15 議案第 54 号令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、日程第 16 議案第 55 号令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、これらの 2 案件は同じ所管課として関連がございますので一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、それでは一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは予算書の 9 ページをお願いいたします。議案第 54 号令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算 1 号について、10 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 87 万円を追加し予算総額を 3 億 9187 万 2000 円とするものです。それでは補正予算説明書で説明いたします。まず歳出から説明します。予算説明書の 50 ページをお願いします。歳出 2 款 1 項 2 目一般被保険者療養費 45 万円。これにつきましては療養費が当初の見込みより増えているため補正するものです。2 款 4 項 1

目出産育児一時金 42 万円。こちらにつきましては被保険者が 2 月に 1 件出産予定であるため、その 1 件分を補正するものです。続いて歳入の説明をいたします。48 ページをお願いします。歳入 3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 45 万円。こちらは歳出の一般被保険者療養費 45 万円の増により県からの交付金の増額を見込むものです。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 28 万円。こちらは出産育児一時金の一般会計負担分の増でございます。6 款 1 項 1 目繰越金 14 万円。こちらは確定した前年度繰越金を出産育児一時金の財源としてあてるものでございます。国民健康保険特別会計の補正予算については以上です。続きまして後期高齢者医療特別会計の説明に移りたいと思います。予算書の 13 ページをお願いいたします。議案第 55 号令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について。14 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 37 万 1000 円を追加して予算総額を 1 億 2798 万 3000 円とするものです。それでは補正予算説明書で説明いたします。まず歳出からお願いします。予算説明書の 58 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目後期高齢者医療費 37 万 1000 円。こちらにつきましては前年度の療養給付費負担金の確定に伴う精算分です。次に歳入について説明いたします。56 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金。こちらは繰越金の確定によりこれを全て財源として充当したことによる 105 万 5000 円の減となります。4 款 1 項 1 目繰越金 142 万 6000 円。こちら繰越金が確定し、全て財源として充当したことによるものです。説明は以上となります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。始めに議案第 54 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に議案第 55 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。

----- **議案第 56～58 号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮り致します。議案第 56 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 3 号について、議案第 57 号令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号について、議案第 58 号令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について、こちらの 3 案件は同じ所管課として関連がございますので一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

よって3案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、事業課長」の声あり)

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

それでは失礼します。補正予算書の17ページをご覧ください。議案第56号令和3年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第3号について。次ページお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ3398万8000円を追加し予算総額を2億3573万2000円とするものです。地方債の変更につきましては21ページの第2表、地方債補正によります。それでは補正予算説明書で説明します。まず歳出から説明します。68ページお願いします。1款1項1目一般管理費38万円の減額につきましては人件費におきまして手当の変更があったものです。2款1項1目水道管理費3436万8000円の増額につきましては光熱水費は取水不良によりポンプ稼働が増加したものです。修繕料は漏水修繕工事が多発したためまた送水ポンプの分解整備修繕を計上するものです。委託料は中設楽浄水場の沈殿池の清掃業務と下田地内において漏水調査を行うものです。事業認可変更及び中設楽浄水場前処理装置詳細設計業務におきましては水道水の品質向上を図るため前処理装置の設置を行うための設計費及び事業認可変更手続き業務の計上するものです。また使用料、賃借料につきましても漏水修繕工事が多発したため重機借上料を増額するものです。公課費の消費税におきましては算定により確定した消費税を増額するものです。次に歳入について説明します。64ページお願いします。1款1項1目負担金77万円の増額につきましては、新規加入者の実績見込みによるものです。2款1項1目水道使用料80万6000円の減額につきましては使用料の見込による減額と過年度分の実績によるものです。2款2項1目督促手数料1万4000円の増額につきましては実績見込みによるものです。5款1項1目一般会計繰入金3539万3000円の増額につきましては歳出の補正に伴い増額するものです。6款1項1目繰越金204万6000円の増額につきましては前年度繰越金が確定したものです。次ページお願いします。7款1項1目雑入7万1千円の増額につきましては実績見込みによるものです。8款1項1目簡易水道事業債350万円の減額は水道工事において減額が見込まれるためです。続きまして補正予算書の23ページお願いします。議案第57号令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、次ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ127万8000円を追加し予算総額を1億3214万2000円とするものです。それでは補正予算書で説明します。76ページをお願いします。1款1項1目下水道維持管理費115万8000円の増額につきましては人件費の補正によるものと修繕料は浄化センターのトイレを修繕するものです。公課費の消費税におきましては算定により確定した消費税を増額するものです。2款1項1目の公債費におきましては利率変更に伴うものです。次に歳入について説明し

ます。74 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目公共下水道使用料 17 万 6000 円の増額につきましては過年度分の徴収によるものです。先に 5 款 1 項 1 目繰越金ですけれども 620 万 3000 円の増額につきましては前年度繰越金が確定したものです。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 510 万 1 千円の減額につきましては歳出の補正に伴い繰越金と調整して一般会計繰入金を減額するものです。それでは引き続き補正予算書の 27 ページをお願いします。議案第 58 号令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について。次ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 247 万 5000 円を減額し予算総額を 2874 万 1000 円とするものです。それでは補正予算書で説明します。まず歳出から説明します。84 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目農業集落排水維持管理費 247 万 5000 円の減額につきましては職員の退職により人件費の減額をするものです。次に歳入について説明します。82 ページをお願いします。先に 4 款 1 項 1 目繰越金 393 万 4000 円の増額につきましては前年度繰越金が確定したものです。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 640 万 9000 円の減額につきましては歳出の補正に伴い繰越金と調整して一般会計繰入金を減額するものです。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。始めに議案第 56 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

68 ページ 2 款 1 項 1 目の委託料、中設楽浄水場前処理装置詳細設計業務委託料 2700 万円であります。水道の品質の向上のための予算ということで、この間、問題になっている水道が濁るという問題での対策になろうかと思えます。住民の皆さんも大変関心を持っている事業でありますので、委員会で構いませんから事業計画を改めてご報告いただきたいと思いますと思いますが、認識を伺います。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

それでは委員会の際にスケジュール的なものでよろしいですか。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

議長（原田安生君）

次に議案第 57 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に議案第 58 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

―― 議案第 59 号 ―――

議長（原田安生君）

次に日程第 20 議案第 59 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 4 号についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

補正予算書の 31 ページをお願いします。議案第 59 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 4 号について。32 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 3229 万 6000 円を減額し予算総額を 4 億 9927 万 8000 円とするものです。それでは予算説明書の歳出からお願いします。92 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目の 1 節報酬から 4 節共済費の人件費の補正です。今回の補正は正規職員、会計年度任用職員、任期付職員の異動、退職及び任用替えに伴うものでございます。次に歳入を説明させていただきます。90 ページをご覧ください。歳入につきましては 5 款 1 項 1 目の一般会計繰入金を 3229 万 6000 円減額します。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

92 ページの職員の給料、2508 万 8 千円の減額についてであります。令和 3 年度の当初予算の 5 分の 1 にあたる大幅な減額となっております。異動や退職、任用替えというだけではちょっと理解しがたいところでありますので委員会で改めてどんな職員が何名退職したのか内訳を伺いたいと思いますが認識を伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

分かる範囲でご説明させていただきたいと思います。

議長（原田安生君）

その他ございますか。議案第 59 号の質疑を打ち切ります。

----- **報告第 14 号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 21 号報告第 14 号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。報告第 14 号専決処分した事件の報告についてでございます。一枚はねていただきます。専決第 8 号損害賠償額の決定及び和解についてでございます。記というところ見て頂きたいんですが、1 和解の相手方、これ省略させていただきます。2 事故の概要でございますが、現在、アナログ方式の戸別受信機ですね防災行政無線、これとアンテナの撤去を行っております。現状と致しましてはほぼ終盤を迎えているところでございますが、令和 3 年 8 月 24 日の日に足込地内にて防災行政無線アンテナ撤去を行っている際、テレビ受信端末を破損した事件がございました。これは町内電気事業者による撤去の作業をお願いしておるところでございますが、誤って北設情報ネットワークの回線を 2 箇所切断してしまったという案件でございます。こちらの損害保険を使用しまして 25 万 1020 円の支出をさせていただいたところでございます。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 報告第 15 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 22 報告第 15 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、教育課長」の声あり）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

報告第 15 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして報告を致します。内容は令和 2 年度の点検評価でございます。まずこの報告書ですが、第 6 次東栄町総合計画に掲げました政策目標ごとに達成状況と今後の課題を点検評価することによりまして翌年度以降の取り組みに生かすことを目的として 9 月に開催しました総合教育会議で承認されたものでございます。それでは主な実施状況と課題を抜粋して説明いたします。始めに 4 ページ学校教育の評価シートです。1-1 きめ細やかな教育の推進の項目です。令和 2 年度はコロナ感染症の影響で前年度の 3 月から 5 月末まで学校が臨時休業となりましたが、年度の内容を履修できるように対応いたしました。また保小中連携教育を具体化するために学校運営協議会いわゆるコミュニティスクールを組織化することを総合教育会議に提案いたしました。実効性の高い組織づくりが必要であると認識しております。飛びまして、次に 8 ページ家庭、地域における教育の評価シートです。2-1 家庭教育力の向上の 2 つ目の項目、コロナ感染症の影響による小中学校の臨時休業中の期間中は家庭訪問やとうえいチャンネル等を活用して家庭との連絡を継続的に行い休業中の児童生徒の生活についての必要な情報交換を行ってまいりました。次に 11 ページ、生涯学習、生涯スポーツの評価シートです。3-1 生涯学習の充実の項目です。生涯学習講座はコロナ感染症の影響で多くの講座が中止となりました。今後は感染症対策を強化徹底して講座が継続できるように努めて参りたいと思います。最後に 13 ページ、文化の保存と継承の評価シートです。次のページの 14 ページ 4-2 文化財の保存、継承環境づくりの 2 つ目の項目、花祭会館の映像データベース化につきましては 3 年計画の事業が終了し全地区の資料が整備されました。今後は花祭りに関する情報発信を通じて保存継承につなげたいと思います。以上、主

な点のみ抜粋して説明させていただきましたが、詳細につきましてはお手元の報告書の通りの点検評価でございます。なおこの点検評価報告書はこの後東栄町ホームページにて公表したいと思いますのでよろしくお願い致します。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

報告書の3ページに上から3つ目のマルですが、町内には高校がなく町外の高校への就学を余儀なくされており都会と比べて保護者の経済的負担が大きくなっていると、前年度と同じ内容が記載されております。解決に向けて一歩踏み込むべきではないかという観点から質疑させて頂きたいんですが、町外の高校に通う子も下宿から通学する子も生徒と家族に大きな負担がかかるということを重く受け止めたいと思います。課題の解決としてですね現状では半額の負担である高校生の通学費等補助事業この半額負担から全額負担に一歩踏み出すということできないでしょうか。令和2年度の決算額は301万8000円でありました。検討の余地はないか伺います。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

はい、教育課長です。まず3ページの文言につきまして、これは第6次総合計画の抜粋ですので去年と全く同じ内容ですのでよろしくお願い致します。高校生の通学費等の補助につきましては、今概ね交通費の半額を補助しておりますがそれ以上につきましては今後また検討を重ねてまいります。今のところそういった検討はしておりませんけども、また内部で調整したいと思います。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

町内には、豊橋市など遠方に下宿する生徒もおられます。調べてみますと全国の自治体では広く下宿費の補助制度が行われており当町でも創設を提案したいと思いますが、町の認識を伺います。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

下宿をされている方につきましても交通費等という等の中に入っておりまして、ただ通学費と同じような換算の金額的には換算をして同じ金額を支給させて頂いております。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

以上で本日の上程されました案件の審議が日程通り全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。本日上程されました案件の内本日議了致しました4案件を除く11案件につきましては所管の常任委員会に付託したいと思います。

ただ今から事務局に付託表を配布させます。よろしく願いいたします。

付託表配布

お諮りいたします。ただ今お配りしました付託表の通り各委員会に付託することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって配布いたしました付託表の通り各常任委員会に付託することに決定いたしましたのでよろしく審議をお願いいたします。また会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決をいただいた通りでございますのでそれぞれご出席をお願い申し上げます。

----- **散会** -----

議長（原田安生君）

以上もちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。